**ブログ「古田史学の継承のために」議論の記録４**

2017年8月 7日 (月)

**「主語有無」の論証（肥沼）**

昨日発表された川瀬さんの論文は，大変わかりやすく，しかも日本書紀の解明をする上で，画期的な論証であったと思う。

九州王朝の場合・・・主語なし

大和政権の場合・・・主語あり

これを「主語有無」の論証とでも呼んだらいいのか。

統計的な処理が可能で，誰でもその検証でき，中学生にも理解可能な論証である。

 これは本来古田武彦氏が使っていた論証といってよく，もう１つ推し進めれば，「それに立ち戻って」と川瀬さんは願っているのだと思う。

2017年8月 7日 (月) 古田史学 | 固定リンク

**コメント**

　「主語有無の論証」。うまいネーミングです。

 　でもこの論考で初めて明らかにしたものではなく、最初は「●孝徳の宮難波長柄豊碕宮はどこにあったのか」で指摘したもの。

 　そしてこれに基づいて書紀継体紀の「磐井の乱」関係を精査した「●磐井の乱を考える」の冒頭部分には、「日本書紀の解読法」としてまとめてあります。

 　ご一読ください。

投稿： 川瀬健一 | 2017年8月 7日 (月) 15時38分

川瀬さんへ

 コメントありがとうございます。

いろいろな解読方法があるのですね。

 勉強になりました。

また，この先にも「やっておきたいこと」がこんなにたくさんあるとは・・・。

でも，この際ですから，お付き合いいたします。

よろしくお願いいたします。

 今日，岩波文庫版ですが，『日本書紀』を買ってきました。

投稿： 肥さん | 2017年8月 7日 (月) 19時14分

肥沼さんへ

　『日本書紀』は是非原文の漢文でお読みください。漢文でないと、『主語有無の論証』は明確にはできません。現代語訳はここをあいまいにしている場合が多いです。だから現代語訳を読んでいるみなさんは気が付かなかったのでしょう。

 　岩波文庫版には原文は掲載されているのでしょうか。漢文を漢和辞典を引きながら読む努力をする。それでもわからないところは現代語訳を参照して考える。ここが大事です。漢文（中国語は語法・語順が英語と同じです）の語法に慣れればそう難しくはないです。

 　現代語訳は近畿天皇家一元史観にたっているので、すごい誤訳がたくさんありますから注意してください。特に要注意で眉に唾して読まないといけないのが注です。岩波古典文学大系のものを古田史学の会の方はよく読まれるようですが、あれは間違いだらけですから。

投稿： 川瀬健一 | 2017年8月 7日 (月) 23時11分

川瀬さんへ

 コメントありがとうございます。

岩波文庫版『日本書紀』は読み下し文がメインですが，各巻の後半には原文が出ています。

 私も以前「古典文学大系」を使っていたのですが，書き込みをたくさんしてしまっているので，今回新しいものに替えました。「注のひどさ」も，私なりに一応わかってはいます。

投稿： 肥さん | 2017年8月 8日 (火) 00時08分

　夢ブログの方の記事に上城さんが、私の解読法が書紀全体に適用できるか否かが問題だとして疑義を提示しているので問題を整理しておきます。

 　今問題なのは、適用できるか否かではありません。

 　たとえば書紀持統紀の吉野行幸についての記事に、「幸吉野宮」と「天皇幸吉野宮」との記述方法が違う箇所が多々ある。これをどう説明できるかが問題なのです。

 　従来説は（そして古田学派も）説明できないので無視して、どちらも持統の行動とした。恣意的な読みです。

 　私の読みは、主語がない方が九州王朝天子の行動、主語がある方が持統の行動。

 　この記述の違いが起きた理由。

 　九州王朝天子の行動は九州王朝の史書からの引用（盗用）です。おそらく『日本紀』。この史書は中国の正史の「本紀」（天子の言動を記した巻）の表記法に従って天子の言動を記した箇所ではすべて主語を省略した。書紀編者は元の史料のままに盗用した。そして持統の行動は近畿天皇家の史料にあっただろう。そして当時は持統はまだ天皇ではない。だから主語があった。書紀編者はそれをそのまま使った。ただし書紀編纂時点では持統は天皇。だから主語として持統ではなく天皇とした。

 　これ以外の説明はできるだろうか。

 　できないと思う。だから私の解読法は正しい。

　ちなみに近畿天皇家が文字通り天皇となった時代のことを書いた史書『続日本紀』では、天皇の言動を記した箇所ではすべて主語が省略されている。

投稿： 川瀬健一 | 2017年8月10日 (木) 23時58分

川瀬様

以下疑問がありましたので投稿します。

>ちなみに近畿天皇家が文字通り天皇となった時代のことを書いた史書『続日本紀』では、天皇の言動を記した箇所ではすべて主語が省略されている。

『続日本紀』には天皇の言動であっても「天皇」表記を伴うものが多数みられます。

 「勅」「詔」「授」「大赦」等はその多くが無主語であるのは確かですが、一部について（「幸」「臨」「御」等）は「天皇」を前置する場合が多く確認できます。ちなみにこれらは『書紀』でもほぼ同様と思われます。『書紀』には「勅」「賜」でもその「主体」が明記される例（天皇以外の例がある）が見受けられますが、当然「無主語」が普通です。

 　元来『書紀』『続日本紀』は「帝紀」だけであり、必然的に全ての主語は本来「天皇」のはずですから、それらは書かれないのが当然のはずです。（その点「好太王碑」や『日本帝皇年代記』などと同様か）、しかし「幸」「行幸」について言えば『書紀』でも『続日本紀』でも「天皇」表記を伴う場合もそうでない場合もあり、ルールらしきものを帰納するのは困難と思えます。

　以下『続日本紀』で「天皇」を表記する例と無表記の例をいくつか挙げます。

・（六九八年）二年春正月壬戌朔。天皇御大極殿受朝。文武百寮及新羅朝貢使拜賀。其儀如常。

 （以下「御」の場合はほぼ必ず「天皇」が表記されている。）

・（七〇〇年）四年…

三月己未。道照和尚物化。天皇甚悼惜之。遣使弔賻之。

 （このような亡くなった人物を悼む場合には必ず「天皇」あるいは「帝」を表記している）

・（同年）五月…

丁丑。令群臣五位已上出走馬。天皇臨觀焉。

 （「臨」の場合にもほぼ必ず「天皇」が前置される）

・（同年）九月戊寅。遣使諸國。巡省産業。賑恤百姓。

 （遣使も無主語が通常）

 （同月）丁亥。天皇幸紀伊國。

 （これが問題の「幸」であるがこれは省略する場合と「天皇」が前置する場合のどちらも確認できます。以下省略しない場合の例。）

（七〇一年）大寳元年

 癸亥。行幸吉野離宮。

（同年）九月

 丁亥。天皇幸紀伊國。

（同年）秋七月

 丙子。天皇幸吉野離宮。

養老元年（七一七年）

 二月…

壬午。天皇幸難波宮。

 丙戌。自難波至和泉宮。

（同年）九月

 丁未。天皇行幸美濃國。

（養老）三年（七一九年）

 冬十月

 辛夘。天皇幸紀伊國。

（神龜）二年（七二五年）

 冬十月庚申。天皇幸難波宮。

　これらに対し「天皇」を表記しない「幸」の例が以下のものです。

（六九九年）三年

 癸未。詔授内藥官桑原加都直廣肆賜姓連。姓賞勤公也。是日。幸難波宮。

（七〇一年）大寳元年

 二月丁未。詔始任下物職。

 丁巳。釋奠。注釋奠之礼。於是始見矣。

 己未。遣泉内親王侍於伊勢齋宮。

 癸亥。行幸吉野離宮。

（七〇六年）三年…

九月甲辰。以從五位下坂合部宿祢三田麻呂爲三河守。

 丙辰。遣使七道。始定田租法。町十五束。及點役丁。

 丙寅。行幸難波。

（七〇八年）和銅元年

 九月壬戌。以從四位下安八万王爲治部卿。從四位下息長眞人老爲左京大夫。正五位上大神朝臣安麻呂爲攝津大夫。

 壬申。行幸菅原。

 戊寅。巡幸平城。觀其地形。

 庚辰。行幸山背國相樂郡岡田離宮。賜行所經國司目以上袍袴各一領。造行宮郡司祿各有差。并免百姓調。特給賀茂。久仁二里戸稻卅束。

（七一二年）五年

 八月…

庚申。行幸高安城。

（七一三年）六年

 六月…

乙夘。行幸甕原離宮。

 戊午。還宮。

（七一四年）（七年）

 閏二月…

己夘。行幸甕原離宮。

（養老）三年（七一九年）

 二月…

庚午。行幸和泉宮。

 丙子。車駕還宮。

　以上『続日本紀』のほんの一部ですが、例を挙げました。

 　この「幸」の場合（他の場合もそうですが）「天皇」が表記されている場合とそうでない場合に何が違うのか、その違いに何か意味があるのかは私にはちょっとわかりません。「元明」「元正」の時代に「天皇」表記が減少するように見えるかもしれませんが「御」などでは現れていますから、これは「幸」に限った現象とも思われれ（その代わり「車駕」が多く現れますがこれは「養老令」で「行幸」の際には「天皇」の呼称として「車駕」を使用するという規定に則っているようにも見える）、それも含めて『書紀』と同様『続日本紀』においても「天皇」の有無で何かが違うということなのかそうでないのか、川瀬様の言うような違いが『続日本紀』にもあるのかと考えると、当方にはそのような違いは見あたらないように思えるのですが、いかがでしょうか。（もし違いがないとするとそれは『書紀』も同様ではないかという疑いにつながります）

投稿： James Mac | 2017年8月13日 (日) 01時35分

James Mac さんへ

　お久しぶりです。「続日本紀」の検討ありがとうございます。

 　実は私も「続日本紀」では天皇の行動を示すとき全部主語が省略されていると書いてから、天武の難波宮がいつまであったのかを探るため宮関係記事を検索していて、そうではないことを見つけました。

 　「続日本紀」の巻の１はほぼ主語が省略されていますが（James Macさんご指摘の二年春正月壬戌朔。天皇御大極殿受朝。を除く）、巻の２からはしばしば天皇はと主語が記されています。そしてご指摘のように詔や勅はすべて主語が省略されていますが、幸の場合は主語があったりなかったり。

 　したがって「続日本紀」では天皇の行動を示すとき全部主語が省略されているとの先の私の断定は間違いです。

 　ではなぜ「続日本紀」ではこうなったか。

 　まずJames Mac さんのご意見「元来『書紀』『続日本紀』は「帝紀」だけであり、必然的に全ての主語は本来「天皇」のはずですから、それらは書かれないのが当然のはずです。」について検討しておきましょう。

 　その通りです。

 　だから書紀で主語が省かれたり書かれたりすることが不思議なのです。書紀でも詔や勅は主語がありませんが、幸や御の場合は主語が省略されたり天皇はと書かれたりいろいろです。従来ここに注目した人はいません。書紀は帝紀だけなのだから主語は全部それぞれの天皇であることは当たり前と判断して、主語が省略されようが明記されようが、それぞれの天皇の言動としてきました。

 　でもこれでは主語が省略されるときと主語があるときを説明できません。

 　私の読み（仮説）はこれを解決しようとして出したもの。書紀編者は九州王朝の事績もすべて近畿天皇家の事績として盗用改変して編纂することを命じられたが、これを行うに際して、歴史家としての良心からでしょうか、後世の慧眼の人にはわかるように、九州王朝の王の事績はすべて主語省略という帝紀と同じ語法で記述し、近畿の王の事績はすべて主語を天皇と明記することで区別した。

 　これは微妙な用語法なので、中国史書の帝紀の書き方に通暁した人でないと見破れない。

 　だから書紀には天皇の言動に主語があるものとないものとが出現した。

 　これが私の読み（仮説）です。

 　したがって書紀に出てくる詔や勅はすべて九州王朝が出したものとの結論も出てきます。

 　ではすでに九州王朝天皇はいなくなり列島宗主権を手に入れた近畿天皇家の時代の史書である「続日本紀」で、天皇の行動を示す際に主語ありとなしが生じたか。

 　私の結論。

 　これは「続日本紀」編纂の際に「日本書紀」編纂時の語法を踏襲したからです。

 　書紀でも「続日本紀」でも詔や勅は確実に主語がない。しかし宮殿にお出ましになるという意味の「御」の時や、行幸を指す「幸」の場合は主語省略と主語ありの場合がある。

 　書紀も「続日本紀」も同じ語法を使っていることが、「続日本紀」編纂の際に書紀の語法を踏襲したと判断できる根拠です。

 　すでに「続日本紀」編纂の時点で、中国王朝の正史の帝紀に倣って編纂するという視点がなくなっていたということなのでしょう。長く続いた中国化の波がおわり国風化が始まっていたということでしょうか。

投稿： 川瀬健一 | 2017年8月13日 (日) 12時11分

James Mac さんへ追伸

 　James Mac さんのコメントの最後の部分、「もし違いがないとするとそれは『書紀』も同様ではないかという疑いにつながります」について。

 　「日本書紀」という史料と「続日本紀」という史料の性格の違いを無視しています。

 　「日本書紀」は九州王朝などなかったという立場で書かれた盗用と改竄の書。「続日本紀」はそのような大義名分論を振りかざす必要がなくなって真実の近畿天皇家の歴史を書いた書。だから「続日本紀」では書紀で消したはずの九州王朝の痕跡がしばしば見えているのでしょう。

投稿： 川瀬健一 | 2017年8月13日 (日) 12時15分

上城さんから「古田先生の「古代史の十字路」「壬申大乱」で示された「万葉集」の歌も同時代の歴史史料として見るという立場で持統天皇の伊勢御行を考えると、古田先生が指摘したように「中皇命」という九州王朝の天子の長期航海による伊勢行きの盗用であるというのが分かります。そして、「日本書紀」の持統紀には、この伊勢御行は、主語が省略されずに盗用されています。このことからも川瀬さんの方法論は納得しかねます。」とご批判を頂きました。

 　古田さんの御著書の該当箇所（『古代史の十字路　万葉批判』の第10章「万葉集の深淵」＜特論１＞朱鳥日本紀の証言の論証）も検討した結果、明らかに持統の伊勢行幸は、九州王朝の天皇・中皇命の伊勢行幸記事を改竄して盗用していることが明らかです。でもこの事実は私の書紀解読法が誤りだとするのではなく、逆にそれこそ正しい読みだとする証拠です。

 　古田さんが指摘された万葉集第40～44歌の原注にある「日本紀」の記述は以下の通り。

 　「朱鳥六年壬辰春三月丙寅朔戊辰浄肆廣瀬王等為留守官 於是中納言三輪朝臣高市麻呂脱其冠位Ｅ上於朝重諌曰 農作之前車駕未可以動 辛未天皇不従諌 遂幸伊勢 五月乙丑朔庚午御阿胡行宮」

 　これに対して書紀の記述は、

 「三月丙寅朔戊辰、以淨廣肆廣瀬王・直廣參當摩眞人智德・直廣肆紀朝臣弓張等、爲留守官。於是、中納言大三輪朝臣高市麻呂、脱其冠位、擎上於朝、重諫曰、農作之節、車駕未可以動。辛未、天皇不從諫、遂幸伊勢。」

 　留守官を増やしてあとはそのまま盗用。ただしこのすぐ後に、「乙酉、車駕還宮。」と入れて持統は車駕で「飛鳥」から「伊勢」に行幸してすぐ戻ったと偽造した。その上さらに、「五月乙丑朔庚午、御阿胡行宮時、進贄者紀伊國牟婁郡人阿古志海部河瀬麻呂等、兄弟三戸、服十年調役・雜徭。復免挾杪八人、今年調役。」と、本来の伊勢到着日である「五月乙丑朔庚午」を贄を奉ったものへの報償日にすり替えた。

 　この古田さんの論証は正しい。

　だが書紀編者の「日本紀」記事盗用の手口を見ればわかるように、この行幸記事では天皇の主語は省略されているので、九州王朝天皇の事績を盗用した場合は主語省略、近畿の王の行動のときは主語明記という、私の解読法を支持する結果となっています。

 　九州王朝の中皇命の伊勢行幸を持統の伊勢行幸にすり替えた事実は、書紀が数多くの九州王朝天皇の事績を「日本紀」から盗用したことの、稀なる証拠を示したものと言えます。

 　なおそれでも古田さんの論証にもいくつか誤りがあります。

 　其の一。中皇命の時代。七世紀の舒明期の人で、伊勢行幸は白村江前としたが、日本紀通りに朱鳥六年とすべき。

 　古田さんがそう断定したのは、「中皇命」の名が出てくる万葉集の第三歌が、舒明天皇のころの歌と書かれていることを根拠にしているに過ぎない。

 　しかしこの伊勢行幸に関連した歌である40～44の歌の原注が「日本紀」に曰くとして朱鳥六年のこととしているのであるから、この「中皇命」の伊勢行幸は文字通りに九州年号の朱鳥六年のことであったとすべきなのではないだろうか。朱鳥六年の干支は壬辰。持統六年の干支も壬辰。だからこれは持統六年。

 　歌集の歌につけられた前書きは後世に歌集が編纂された際の造作である可能性の強いところです。原注が残っているのですから、注にある年代を優先すべきです。

 　なお古田さんは万葉集原注に引用された「日本紀」を日本書紀の最初の稿本とされたが、ここは素直に九州王朝の天皇の事績を記した歴史書である「日本紀」とすべきです。万葉集の原注で書紀を表すときはきちんと「日本書紀」と明記してありますから。

 　其の二。この九州王朝天皇は九州に戻ったと古田さんはするが、そうではなく持統の居た都、天武の作った「難波宮」とすべきである。

 　この時九州王朝の天子・中皇命の伊勢行幸の目的は、持統のいる難波宮に遷宮し、やがて作られる藤原京への遷都に備えたものだったのではないだろうか。その証拠は、六年の伊勢行幸の後にはしばしば九州王朝天皇の吉野行幸記事があり、藤原宮地行幸も出てくるからだ（すべて主語が省略されている）。

 　そして持統六年の伊勢行幸以前に持統紀には九州王朝天子の行動はでてこないからである。

 　だから九州王朝の天皇は伊勢行幸を済ませた後九州に戻ったのではなくて、持統の居る都、それは奈良・飛鳥ではなく天武が造った「難波宮」に遷ったのではないだろうか。天子が（持統も）藤原宮に遷ったのは「持統八年十二月庚戌朔乙卯、遷居藤原宮。」である。

 　そしてさらに付言すれば、中皇命が発した都は九州中郡の飛鳥浄御原宮である。中皇命が七世紀中ごろと考えた古田さんは太宰府としたが、そうではない。

 　まとめ：上城さんのご指摘によって、書紀持統紀に九州王朝の天皇の事績を記した史書「日本紀」の記事が盗用されていることが明白になった。ただし古田さんが考えたように時代を移してはいない。ほぼ同時代だ。そして書紀編者は盗用された九州王朝天皇の行動をそれとわかるように主語を省略した形で記述し、持統の行動は天皇と主語を明記して、後世の炯眼の人にはわかるように記述していることも確かであることも証明された。

投稿： 川瀬健一 | 2017年8月15日 (火) 13時48分

　大下さんから「川瀬さんの朱鳥元(686)年に九州王朝が九州の地に飛鳥浄御原宮を作ったという説は成り立たなくなります」とのご批判を受けた。その根拠は、「小野毛人墓誌」であり、「この墓碑銘を調査された古田先生の見解では、677年時点において九州王朝の飛鳥浄御原宮はすでに現在の小郡市の地に存在していたことになります(古田武彦「金石文の九州王朝」『なかった』6号、ミネルヴァ書房、2009年)。」だ。

 　古田さんの当該の論考は古田史学の会のサイトにも掲載されておりこれを点検してみた結果、古田さんの理解に誤りがある可能性が高いことがわかり、この墓誌の記述をもって677年の時点で九州王朝の都・飛鳥浄御原宮がすでに存在したとの古田さんの断定はなりたたず、私の書紀の読み通り、朱鳥元年の成立説の方が可能性が高い。

 　こう考えた根拠は以下の通り。

 　小野毛人墓誌の墓誌の表面。

 「飛鳥浄御原宮治天下天皇　御朝任太政官兼刑部大卿位大錦上」

 　裏面。

 「小野毛人朝臣之墓　営造歳次丁丑年十二月上旬即葬」

 　この墓誌銘文を読んでみると不審な点がある。これはまだ誰も言っていないが、なぜこの墓誌には小野毛人が死んだ日（年月日）が記されていないのだろうか。通例は死んだ日をまず記すはずだ。しかるにこの墓誌は墓を作った時期しか記さない。不審だ。

 　通説も古田さんも、「営造歳次丁丑年十二月上旬」を持ってこの年に小野毛人が死んだと断じているが、この年次は墓を営造し葬った年次にすぎない。

 　ちなにみ古田史学のサイトに、古代墓誌銘文

http://www.furutasigaku.jp/jfuruta/simin10/kodbohi3.html

　というデータがあり、そこに飛鳥時代前後の墓誌の例が掲載されていた。そのほとんどの例に被葬者の没年が明記されていた。

 　１：船氏王後墓誌：没年は「阿須迦天皇之末歳次辛丑十二月三日庚寅」

 　２：文祢麻呂墓誌：没年は「慶雲四年歳次丁未九月廿一日卒」

 　３：佐井寺僧道薬墓誌：没年は「和銅七年歳次甲寅二月廿六日命過」

 　４：太安万侶墓誌：没年は「癸亥年七月六日卒」。そして同じ年の「養老七年十二月十五日乙巳」に葬ったことも書かれている。

 　５：山代忌寸真作墓誌：没年は「戊辰年十一月二十五日」。合わせて妻の蚊屋忌寸秋庭が「壬戌年六月十四日卒去」と記され夫婦合葬墓であることを示している。

 　６：小治田安萬侶墓誌：これのみ没年なのか埋葬日なのか不明。墓誌は「右京三條二坊従四位下小治田朝臣安萬侶大倭國山邊郡都家郷郡里崗安墓神亀六年歳次己巳二月九日」

 　７：美努岡万墓誌：没年ハ「神亀五年歳次戊辰十月廿日卒」

 　８：石川年足墓誌：没年は「天平宝字六年９月１日。なお墓誌には埋葬日も明記されていた。12月1日と。

　以上いくつかの墓誌銘文を検討したが、６：小治田安萬侶墓誌を除きみな被葬者の没年を明記してあった。

 　したがって小野毛人の墓誌銘文にあった「営造歳次丁丑年十二月上旬」はまさしく墓を作った年次である。

 　では最後にある「即葬」をどう解釈するか。通説も古田さんも死後即時に墓を作って葬ったと解釈した。

 　しかしこれはのちに何かの理由があって墓を改葬した際に新たな墓を作って遺骨を埋葬したことを意味しているのではないだろうか。ここは通説が、小野氏が朝臣の姓を受けたのが667年より後の話であることを根拠に、後世の改葬の際の銘文だと判断した方が正しいと思う。

 　これに対して古田さんは、後世編纂史料である「日本書紀」「続日本紀」の記述に合わないからとの理由から墓誌が後世の物との判断するのは方法論からおかしいとし、「続日本紀」で毛人の息子毛野が死んだときの記事に毛人の官位が「小錦中」となっていて墓誌の「大錦上」と合わない理由は、毛人没年と毛野没年のちょうど間に九州王朝⇒近畿天皇家と権力の移行があったのだから、九州王朝時代は「大錦上」であっても近畿天皇家になってから「小錦中」に見直されるのは当然とした。しかし小野氏は近畿天皇家の直臣だ。直臣の先祖の位階を見直す理由がない。やはり古田さんの論証は強引だ。

 　では墓を造営した丁丑年十二月はいつなのか。

 　通説でも古田さんもこれを天武七年（677年）とした。これは銘文の「飛鳥浄御原宮治天下天皇　御朝任太政官兼刑部大卿位大錦上」の天皇を天武としたことに引きずられた解釈である。古田さんはこの通説をそのままにして天皇を飛鳥浄御原宮で統治した九州王朝天皇とし年代は通説のままとした。

 　そうではなくこの年代は、干支で一回りかもしくは二回り後の時代ではないのか。

 １：７３７年天平七年。

 　この年は毛人の孫にあたる小野老が死んだ年。老の息子・小野竹良や小野石根や小野永見の時代。

 ２：７９７年延暦十六年。

 　この年は、小野永見もしくはその子岑守の時代。岑守19歳。岑守が従五位になるのは弘仁4年（813年）。弘仁のころには一族は皆平安京居住。

 　小野毛人の墓誌が後世の物だとの判断のもう一つの根拠はその墓の形態だ。

 　詳しい調査記録は、梅原末治「小野毛人の墳墓とその墓志」『考古学雑誌』第７第8 号大正6 年にあるようだが、それを引用した資料によると次のようだ。

 　小さな楕円形の墳丘（もとはもっと大きくそのご削平され、慶長年間に見つかったときには石棺の蓋が見えていた。この楕円の墳丘は江戸時代に再度埋納したときのものか）の中に土坑があり、そこに切石で石棺もしくは石槨ともいうべきものがあった。その寸法は長さは約２．５ｍ、幅および高さはそれぞれ１ｍ。底石は三枚の平石。四壁はそれぞれ一枚の大きい平石。この上に大きな平石が蓋として乗っていた。その中央の花崗岩をくり抜いた箱に墓誌があり、墓室に木棺に入れた遺体を上から埋納し、その木棺の上に石の墓誌の入った箱を置いたかと報告書にはあるという。

 　この墓の形態は七世紀末飛鳥時代の終末期古墳としてはおかしい。この時期の貴人たちの墓は横穴式石槨で、板状の切石を組み立てたものだが、御棺を入れるだけのものではなくてさらに大きくいろいろ副葬品を入れられる大きさになっている。おおむね長さは４ｍほど。幅は２ｍほど。そして御棺を入れる穴が横に開いており、その前に短い羨道があるのが通例である。

 　しかるに小野毛人の墓はそのような羨道もなく、石室の横には穴がなく、御棺は蓋をあけて上から入れる形になっている。

 　つまり墳丘に土坑を掘り、その中に木棺を直葬するのだが、御棺を保存するために、周囲に板状の切石で石槨を作ったもの。

 　この形は平安時代の貴族の墓の形式に近い。たとえば坂上田村麻呂の墓は墳丘に土坑を掘って木棺を直葬したが、木棺を保護するために木炭で上下左右を覆った。

 　結論：小野毛人の墓は、七世紀末の終末期の古墳ではなく、奈良時代から平安時代の古墓の形式に近い。したがってこの墓は、小野毛人が死んだときに作ったものではなく、後世のある時期に、墓を改葬しなければならない事情が出てきて改葬した際に、新たに作った墓と考えられる。

 　であるならば、墓誌もこの後世の改葬の時のものであろう。

 　２：７３７年天平七年

 　３：７９７年延暦十六年

どちらとも決めかねるが。小野毛人の墓が平安京郊外にあることは、３の年代である可能性も示している。つまり平安遷都に伴い、小野氏も平安京に居を移すことになり、直近の先祖の墓を改葬することになったと。

 　大下さん。如何でしょうか。

 　このように考察してくると、小野毛人の墓誌で九州王朝の飛鳥浄御原宮の年代を判断することはできないと思います。

投稿： 川瀬健一 | 2017年8月15日 (火) 14時55分

主語の有無は構文上の問題に見えます。例えば孝徳天皇大化5年3月の記事。「是日、大伴狛連与蘇我日向臣、為将領衆、使追大臣」主語がありませんが、これは天皇の行為ですよね。また、川瀬さんが例示された、天武8年5月の記事「5月庚辰ーー幸干吉野宮」も直後に「乙酉、天皇ーーー」とあり、主語が省略されているとは見えません。

投稿： 川瀬さん。上城です。 | 2017年8月16日 (水) 12時28分

川瀬さんへ

「小野毛人墓誌銘文は後世に作られた可能性がある」とのご指摘について下記します。

１)701年以降の年月の記載方法について

木簡に記された年月は701年を境に年号が記載されています。墓誌銘もそのような基準で記されているのではないでしょうか。毛人の銘文には年号が記されていないので701年以前に作られたものと考えています。

２)「即葬」の解釈

 川瀬さんは「改葬された後に即葬った」意味とされていますが、その場合は「改葬」と記入するのではないでしょうか。即葬とは「死後直ぐに葬る」以外には読めないとおもいます。

 ３)改葬の可能性

 毛人の墓は崇道神社の裏にあります。この神社は平安時代の創建で、その時に改葬された可能性があります。ただし古田先生は『なかった』６号で指摘されているように、その時に墓碑銘まで書き換えられた可能性はまずありえないと思います。

４)毛人の墓の場所

 平安京の北東の方向、比叡山の麓にあります。そして比叡山を越えるとそこには小野の里と呼ばれる古くからの小野氏ゆかりの土地があります。毛人の墓が大和盆地から遠く離れた場所にあることも納得ができます。

以上のことから小生は古田先生が『なかった』６号に述べられた毛人墓誌銘文の解釈は間違っていないと考えています。

投稿： 大下隆司 | 2017年8月16日 (水) 18時39分

上城さんへ

１：孝徳天皇大化5年3月の記事。「是日、大伴狛連与蘇我日向臣、為将領衆、使追大臣」

 　ここはその前に孝徳が蘇我倉山田麻呂大臣の謀反の意志を確認させる記事の中にあるのですから、当然孝徳の行動です。

 　こういう箇所は随所にありますよ。

 　今回私はそれを一つ一つはあげていません。全体としての編集方針を指摘しただけです。書紀のすべてを点検して私の見解を示さないと納得できないようですね。ならやってあげましょう。時間はかかります。

※ご指摘のように孝徳の行動であっても文意から明らかに孝徳だと判断できる場合は主語を省略します。だからこそ、書紀の実際の編者が編集責任者の意志に逆らって、九州王朝の天皇の事績を盗用した時にはその主語を省略するという方法で区別できるようにしたという歴史の真実を守る方法が、書紀編集の責任者にもよほど細かく精読しないといけないように編集したということですよ。簡単にわかってしまったら命がない。「主語の有無は構文上の問題に見え」るように編者は偽装しているのです。

 　天武紀の吉野行幸も同じ。直後に天武が皇后や皇子らに語りかけていますからね。

 　でも本当にこれが吉野でのことなのか？一度疑ってかかっても良いのではないですか？

 ２：上城さんも、「書紀は天皇の事績を書いたものだから近畿天皇家の天皇の事績以外はない」との通説派の書紀解釈をどうしても守りたいのでしょうか。

 　上城さんがすでに指摘された古田さんによる九州王朝天皇中皇命の伊勢行幸を盗用したことが明白なのに、これは盗用が他の史料によってばれてしまった稀な例です。

 　そしてこれを盗用したときに、主語を省略する方法で書いた。

 　これは私の解読法が正しいということを証明しているのではないですか？

 　ついでにお聞きしますが、古田さんが万葉集の和歌につけられた詞書で中皇命の年代を舒明と同じ七世紀中ごろとしてことは間違いだという私の指摘は受け入れられませんか？

 　以前私が提起した「磐井の乱を考える」についても何のご意見もなく無視ですよね。

 　自分に都合の悪いところはほおっておいて、私のミスのように見えるところだけついてくる。この論争態度には疑問です。あら探しという。これは。

投稿： 川瀬健一 | 2017年8月17日 (木) 00時07分

大下さんへ

　小野毛人墓誌について。

 　私が出した肝心の疑問点については何もお答えないのですか。無視ですか？

 　多くの墓誌には被葬者の死亡年月日が書かれているのにどうしてこの墓碑は墓を作った時期しか書かないのか。

 　この疑問はどうお答えになるのですか？

 　ここは通説派も古田さんもまったく考慮していない大事なところです。

　そしてもう一つ、この墓がどうしても飛鳥時代の物とは思えないとの考古学的指摘には、崇道神社が平安時代創建だからその際に改葬された可能性はあるということで、御認めになるのでしょうか。

 　この問題も通説派も古田さんも考慮していませんよね。

 　ではなぜその神社創建の際に改葬する必要があるのでしょうか？

 　これは単に、墓が改葬された際に墓誌が新たに付加されたという私の説を認めたくないからこういっただけではないですか？

 　小野毛人は天武朝の官人です。その墓は最初はどこにあったのでしょうか。

 　小野妹子の墓も厩戸皇子らと同じ太子町ですね。大津の小野の墓は伝説とされています。

 　毛人の墓もその主人らの墓の近くに最初はあったのではないですか。おそらく飛鳥。平城遷都の時にはそのままでよかったが、平安遷都に伴い官人である小野氏も本拠地を平安京近辺に移さざるをえなくなる。そこで本来の本拠である近江小野郷から山を越えたところにある地を次の本拠地にして、そこに毛人の墓を移した。死亡年次が墓誌に書かれなかったのはすでにそれが子孫にもわからなくなっていたから。

 　ただし大錦中との官位は、朝廷の記録に残らなかっただけで、これは事実と判断するしかないでしょうね。

 　墓誌が作られた時代を通説より60年もしくは120年後に遡らせれば、天武をその宮の名で呼んだことも、小野朝臣としたことも全部問題はなくなります。

 　これで通説派の疑問も全部解消されます。

　小野毛人墓碑についての大下さんのご見解はほとんどすべて通説派の理解解釈そのままです。

 　また、私が古田さんも考慮していなかった問題を二つ出したのですから、それに正面から向き合ってください。

 　古田さんにもたくさん間違いはあります。

 　ここだけではなくすでに私はいくつも古田さんの間違いを指摘しています。

 　１：法華義疏にある大倭が国名ではなく官名ではないかという指摘。

 　２：持統紀の吉野行幸が白村江まえの九州王朝天皇の佐賀なる吉野行幸を34年動かして盗用したとの説のあやまり。

 　３：書紀継体紀の磐井の乱はなかったとの説の誤り。

 　４：中皇命の年代を舒明期としたことの誤り。

 　　これらはみな「主語有無」の論証で導かれた結論です。これらを無視してその読み方だけを批判する態度。

 　何なのでしょうね。

 　自分に都合の悪いところはだんまりで無視して、先生の説を何としても守ろうとしている。としか私には見えません。

 　古田無視をした古代史学界の人たちとよく似た対応です。

投稿： 川瀬健一 | 2017年8月17日 (木) 00時32分

私は仮説が提示され、それによって、検証不可能な、新たな仮説が提示されてしまうと、それについては、コメントできなくなります。磐井の乱も、私にはコメント不可能になり、発言をやめました。今回も、簡単に分かるようには編者はしていないーと言われてしまうと、それは、川瀬さんにしか分からないことになってしまいます。その方法で九州王朝の天子は天武と行動を共にしていたーと言われてしまうと、私は黙るしかありません。そのため、川瀬さんにしか分からないことを、わかろうとして、質問を繰り返しているのです。これを、揚げ足とりといわれるのは困ります。

投稿： 川瀬さん。上城です。 | 2017年8月17日 (木) 08時29分

追伸です。伊勢御幸の盗用では、主語が明記されていないといわれますが、「辛末天皇不従諌、遂幸伊勢」とあるのは、天皇主語ではないのですか？

投稿： 川瀬さん。上城です。 | 2017年8月17日 (木) 14時38分

肥沼さんへ。以下の文は新しいスレッドにしていただけるとありがたいです。

●「主語有無」の論証（改訂版）

　すでに私は「日本書紀」の記事の中に大量に九州王朝の事績が盗用されて紛れ込んでいると考えて、その判別法を探ってきました。

 　その結果、書紀孝徳紀の宮関係記事を精査している段階で、天皇の行幸を示す記事に、「幸○○宮」との記述と「天皇幸○○宮」との二種類の記述があることに気が付きました。

 　この「発見」をもとに、次のように判別する方法を仮説として提示しました。

 １：主語を明記しない記述＝九州王朝の天皇の言動。

 ２：主語を天皇と明記した記述＝近畿の王の言動。

 　この仮説に基づいて

○孝徳の宮「難波長柄豊碕宮」はどこにあったか？（2017年6月13日）

○磐井の乱を考える（2017年7月12日）

○書紀天武紀持統紀宮関係記事の精査（2017年8月6日）

 　と新たなる書紀解釈を提示してきました。

　この私の提示した仮説に対して、多くの方から疑問やご批判を頂きましたが、特に上城さんのご批判により、先に提示した書紀の記事を区別する方法に訂正が必要となってきました。

 　上城さんの批判の一つは

１：主語を明記しない記述＝九州王朝の天皇の言動。

 ２：主語を天皇と明記した記述＝近畿の王の言動。

としてしまうと、近畿の王の言動の中に、構文上から明らかに近畿の王の言動とわかるために主語を省略したところがあることが理解できなくなるということでした。

 　この批判は極めて大事なところをご指摘いただいたものと思います。前のコメントで「あら探し」と言ってしまいましたが訂正します。

 　この上城さんのご指摘を踏まえれば、肥沼さんが命名してくださった「主語有無」の論証を次のように訂正する必要が出てきます。

 　この点は先のコメントに書きましたので再掲します。

 　※ご指摘のように孝徳の行動であっても文意から明らかに孝徳だと判断できる場合は主語を省略します。だからこそ、書紀の実際の編者が編集責任者の意志に逆らって、九州王朝の天皇の事績を盗用した時にはその主語を省略するという方法で区別できるようにしたという歴史の真実を守る方法が、書紀編集の責任者にもよほど細かく精読しないといけないように編集したということですよ。簡単にわかってしまったら命がない。「主語の有無は構文上の問題に見え」るように編者は偽装しているのです。

 　つまり書紀を実際に編集した歴史家（史官）は、歴史家としての良心に従って、九州王朝の史書から盗用した箇所が、のちの慧眼の人には見抜けるように書紀記述を工夫した。すなわち、九州王朝の天皇の事績を盗用した際には、その主語を、中国の史書の本紀の記述法を応用して、省略する。そして近畿の王の事績を資する際には天皇と主語を明記して区別する。

 　しかしこの方法で、すべてを、主語有＝九州王朝天皇の事績、主語無＝近畿の王の事績として書き分けてしまうと、この偽装方法が、九州王朝の実在を史書の上では消し去り、その事績のすべてを近畿の王の物とするように偽装した歴史書を作れと史官に命令した人たちにばれてしまう。

 　そこで、近畿の王の事績を示した記述の中にも、前後の文章から近畿の王の事績と分かるところには、ところどころに主語を省略した箇所を挿入する。そして九州王朝の天皇の事績を示し、主語を省略した文章の中にも、ところどころ天皇の主語を明記した部分を入れる。

 　こうしてしまえば、主語無の部分が、九州王朝天皇の事績を示した箇所ではなく、前後の構文上の状況から主語が省略された箇所の一つであるかのようになり、歴史の真実を残した箇所をばれないようにした。

 　私は書紀の編集方法は以上のようなものであったと考えます。

 　したがって「主語有無」の論証は以下のように改訂しなければなりません。

　「書紀」は九州王朝の事績を大量に盗用して近畿天皇家の事績のように偽装している。その偽装の箇所を区別するにはどうしたらよいか。

 　「書紀」は天皇の事績を記した史書である。したがって大部分はそれぞれの時代の近畿の王（書紀では天皇としている）の事績を述べた記述が中心である。

 　この天皇の事績の中から、近畿の王と九州王朝の天皇の事績を区別するにはどうしたらよいか。

 　まず天皇の事績の記事を次の二つに区別してみよう。

 １：天皇の事績を示した記事なのに「主語が省略」されている記事。

 ２：天皇の事績を示した記事で、「主語として天皇が明記されている」記事。

 　この２のタイプの記事の多くは近畿の王の事績である。だが中には、九州王朝の天皇の事績を記した箇所なのだが、天皇と入れることで、近畿の王の事績であるかのように見せかけた箇所もあるので、ここは要注意である。ここは点検が必要だ。

 　そして１のタイプの記事の中に、九州王朝の天皇の事績が盗用され含まれている。

 　１のタイプの記事から二つを区別するにはどうしたらよいか。

 ３：１のタイプの記事の中で、その文を含む前後の構文の記述内容から、明らかに近畿の王の事績だとわかるものを除外する。これは近畿の王の事績だからである。

 ４：１から３を除いた記述。つまり主語が省略されている記述で、前後の構文の記述からその主語が近畿の王の事績だとは判断できないものが残る。これこそ、九州王朝の天皇の言動・事績である。

　こうやって天皇の言動の中から、近畿の王の言動と、九州王朝の天皇の言動を区別することが可能となる。

　また上城さんのご批判の中に、書紀持統紀の伊勢行幸記事は、古田さんが指摘されたように、九州王朝の「中皇命」の伊勢行幸記事を「日本紀」から盗用したものであるとのものがあった。

 　これは全くその通りである。

 　上城さんはこの盗用記事を持って、書紀記述を私の方法をもって読み解くことはできないとされたがが、これは逆で、私の「主語有無」の論証で、近畿の王の事績と九州王朝天皇の事績を区別することができることが、事実を持って証明された稀な例なのである。

 　書紀持統紀で伊勢行幸を記した際には、全体としてその文は、主語を省略する形で記述されているからである。たしかに九州⇒伊勢の船旅であったのを、陸路での旅であったかのように偽造してはいるが、主語は省略することで、これは九州王朝の天皇の行動であることを示していた。

 　ただし書紀の実際の編者が九州王朝の天皇の事績を近畿の王の事績として盗用する際には、その年次はほとんど動かしていないものと思われる。

 　古田さんは「中皇命」の実年代を、万葉集の歌の詞書に舒明天皇のころの歌とあったことを根拠にして、七世紀の中ごろとしたが、この「中皇命」の伊勢行幸に関する歌で万葉集の第40～44として再録された歌の原注に引用された「日本紀」には、明らかに朱鳥六年と書かれているのだから、「中皇命」の実年代は、持統と同じく七世紀末となるのだ。

 　そして古田さんは「中皇命」の伊勢行幸を持統の伊勢行幸として年次を移した盗用したことを説明する際に、持統の吉野行幸の中には白村江の戦い以前に、九州王朝の天皇が、その軍事拠点である佐賀なる吉野に行幸した記事が含まれているとして、書紀記事が34年ほど年次が遡れるとの自説を背景として説明されていたが、この古田説も再検討が必要だと思われる。

 　なぜなら持統紀の持統の吉野行幸記事の中にも、「幸吉野宮」「天皇幸吉野宮」との二種類の記述がみられ、この記述の差に古田さんはまったく考慮を払っていなかったからである。

　議論を重ねることを通じて、書紀の記述の中から九州王朝の事績を探し出す方法が次第に明らかになってきた。

 　この方法を駆使して、書紀記述はすべて近畿の天皇の事績を記したものとする、通説派の読み方を捨て、書紀記述の中には大量の九州王朝天皇の事績が盗用されているとの前提に立って、それを解読する試みを始めてみようではありませんか。

 　（２０１７年８月１７日）

投稿： 川瀬健一 | 2017年8月17日 (木) 17時20分

川瀬さんへ

小生の説明不足をお詫びします。ご指摘の点について下記します。

１) 墓碑銘に命日の記載がないのは後世に改葬したもの。

 墓碑銘には「丁丑年十二月に墓を作って、即葬った」と記載されています。

この丁丑年を川瀬さんは奈良時代または平安時代とされていますが、奈良・平安時代には年を現すのに年号を記しているので、年号の記載のない毛人の墓碑銘は七世紀のものではないかとコメントしたものです。

また七世紀の墓碑銘に命日が必ず記載されるべきなのかについては、小生には判断がつきかねたので、コメントしなかっただけです。新古代学の扉にある史料は少なくこれだけで判断は出来ないと考えます。

２) 墓の改葬について。

 古田先生は『なかった』６号の８頁に、「金石文の文末は即葬の一語で結ばれている。丁丑年(６７７)の時点で葬られているのである。もちろん何回かの再発掘や再葬があったとしても、それは何ら八世紀時点での書き直しなどを意味しない」と墓の改葬の可能性についても述べられています。

３) 古田先生の方法について

 おなじく『なかった』６号の５頁において、正しい歴史学の方法として「金石文を正とし、日本書紀、続日本紀の叙述を疑う。同時代の金石文としての銘文こそ本来の基軸なのである」と記されています。

 小生は古田先生の盲従しているのではなく、先生の方法に従って、日本史の古代の本当の姿を見たいと思っているだけです。

４) 古田先生の諸説について

川瀬さんの８月１７日づけコメントの末尾にある古田先生の諸説は、先生の説の根拠とするものが弱いのは認めます。ただそれに代わるもの、それを否定できるものがあるのか、小生には現状よく分かりません。川瀬さんの説も古田説批判が「日本書紀の解釈変更」でしか示されていないので、コメントが出来ない状態にあるだけです。

小生は古田先生の説をなんとしても守ろうとしているのではなく、新しい知見がでてきたら先生の説の修正が必要と思っています。ただそれは確実な史料根拠による誰でもが理解できる分かりやすいものでなければならないと思っています。

投稿： 大下隆司 | 2017年8月17日 (木) 19時38分

大下さんへ

１：小野毛人墓誌について

＞また七世紀の墓碑銘に命日が必ず記載されるべきなのかについては、小生には判断がつきかねたので、コメントしなかっただけです。新古代学の扉にある史料は少なくこれだけで判断は出来ないと考えます。

　つまり大下さんは私の提起を受けてご自分では調査していないということですね。

 　今わかる限りでは、古田史学の会のサイトの「古代の墓誌一覧表」

http://www.furutasigaku.jp/jfuruta/simin10/kodbohi3.html

にあげられた16例は、偽作説のあるものを除いたほぼ全体像のようです。

 　少し古い史料ですが、立正大学の研究紀要にある丸子亘氏の論文「日本古代の墓誌について」

http://ci.nii.ac.jp/els/contents110001178922.pdf?id=ART0001438728

にあげられている16例と比べると、ここに入っていて古田史学の古代の墓誌一覧表にないのは偽作説のある「下道氏墓誌」だけで、ここに入ってなくて「古代の墓誌一覧表」に入っているのは「太安万侶墓誌」だけです。これが一番新しい古代の墓誌の発見例なのでしょう。

 　丸子亘氏の論文を読んでみると16例のうち「小野毛人墓碑」を除いてすべてに被葬者の命日が書かれていたようです。私の先の見解は、この16例の中から金属板に墓誌が書かれた８例だけを見たものですが、小野毛人墓誌以外の物にはすべて被葬者の死亡年月日が書いてありました。

 　判断できないと言ってないで、ご自分でも調べてみることが必要だと思います。古田さんの論文を見ても、古田さんが古代の墓誌を調べて被葬者の死亡年月日があるのかどうかを調べた形跡はないし、小野毛人墓を大正二年に発掘調査した梅原末治氏の論文をみても、彼および彼以前の学者が古代の墓誌を比較検討して、「丁丑年十二月に墓を作って、即葬った」の年次が小野毛人の死亡年を示しているのかどうかを検討した跡もありませんでした。

 　ただ今残りの８例の史料を調べて調査中です。あと最近の研究があるかどうかも今調査中です。

 　ご自分独自の調査や考察をしないで古田さんの見解だけに依拠して私の説を批判してくるから、「古田説を守るだけだ」と私は判断したのです。

 　ぜひご自分でも調べてみて大下さんのご見解をいつか聞かせてください。

２：古田さんの方法について

＞、正しい歴史学の方法として「金石文を正とし、日本書紀、続日本紀の叙述を疑う。同時代の金石文としての銘文こそ本来の基軸なのである」と記されています。

　もちろんそうです。私もこれは否定していない。ただし金石文は歴史書に比べて史料のボリュームが小さいので、どうしても解析者の判断が入るのです。小野毛人墓誌で言えば、明確な被葬者の死亡年月日と判断できる資料が存在しない。わかるのは墓を作った年月だけ。墓を作った年月と死亡年月が同じかどうかは解析者の判断です。年月を干支で記しているから701年以前という大下さんのご見解もすでに大下さんの判断が入っているのです。木簡では701年以後は年号が入っていて以前は干支なのかもしれませんが、それがそのまま金属などに刻まれた墓誌に適用できるかどうかは多くの墓誌の例を調査してみないと判断できないからです。そして木簡でも本当にそうなのか精査が必要です。

 　そしてこの小野毛人の墓誌があった墓がどの時代の墓なのか。考古学史料は一次史料つまり同時代史料ですが、考古学史料に年代が明記されるわけもなく、遺跡や遺物の形状などの変遷の比較編年で年代を決めるので、どうしても解析者の判断が入ります。小野毛人の墓は墓誌に「丁丑年十二月」と干支で年月が入り、「飛鳥浄御原宮の天皇」との語があることから、単純に667年と判断され、墓も飛鳥時代の物として考察されているのです。でもその後発見された多くの飛鳥時代の墓と比べてみると、どう見てももっと後世の物。この作業はまだ誰も行っていません。墓の年代を確定するにも、解析者の判断が入ります。

 　となると金石文と言っても、後世の編纂史料である書紀や続日本紀と比べて絶対的な史料価値があるとは断言できないのです。

 　だから小野毛人墓誌とその墓について、再度後世史料との比較は無視して、それ自身として判断のし直しをする必要があると私は判断し、墓誌に刻まれた年月が本当に死亡年月なのかどうかと、墓の形状からこれが飛鳥時代の物なのかを再考すべしと提起したので。そしてこれを私なりにやってみて、墓誌に書かれた年月は死亡時ではなく墓を作ったときであり、墓の形状からこれは平安時代の古墓とみてよく、結論としてこの墓誌は、平安時代に墓が改葬された際に、新たに作られた墓誌だったのではと結論づけたのです。

 　大下さんも、古田説を墨守するのではないのなら、この作業をご自分でやってみて、大下見解をいつか出してください。

３：古田諸説批判について

＞川瀬さんの８月１７日づけコメントの末尾にある古田先生の諸説は、先生の説の根拠とするものが弱いのは認めます。ただそれに代わるもの、それを否定できるものがあるのか、小生には現状よく分かりません。川瀬さんの説も古田説批判が「日本書紀の解釈変更」でしか示されていないので、コメントが出来ない状態にあるだけです。

　ここに私が批判した古田説の根拠が弱いことは御認めになりましたね。では私も古田説を否定できるだけの史料を集めてから再度論じることにしてみましょう。

 　でも法華義疏の問題はどこかのコメントで、その表書きにある「大倭」の字はあとから書き足したものであり、それがこの仏典解釈書を編集した本人の文字かどうかは確定されておらず、さらに自分が集めた書籍に国名を記すとは思えず、これは魏志倭人伝にあったように「大倭」とは倭国を統括する官職名であったのではないかと、書紀解釈ではない私の根拠を示しましたが、まだどなたからもご検討いただいていません。また孝徳の宮はどこかについても、大下さんからご批判を受けましたが、その際に孝徳紀で、日本＝九州王朝、倭＝大和天皇家　ではないかとの私の説を述べましたが、大下さんからはそうは思えない。書紀全体で日本の用例を調べてみるとご返事されただけで、最終回答はありません。磐井の乱を考えるについては、上城さんからも大下さんからもご批判すらありません。上城さんは先のコメントで、「検証不可能な新たな仮説」だからコメントしようがないとおっしゃっていますが、それは私の「主語有無」の論証を頭から疑っておられるから検証不可能なだけ。そして磐井の乱は九州王朝への反乱だったとの私の説は、書紀記事の読み直しだけではなく、古田さんが、このような反乱はもともとなかったと判断された、6世紀前半における九州での文化的断絶がないという考古学的事実をも説明できるものだと思います。古田説や正木説をも比較して、ご批判頂きたいと思います。

 　今回出した中皇命の年代を舒明期ではなく朱鳥六年すなわち七世紀末としたことも、万葉集の原注にあった「日本紀」の記述に従うべきではないかと指摘しています。単に書紀記述の読み替えではないです。

 　古田さんの見解に対して違う根拠から批判がされたときは、示された根拠を正確に把握して、すでに古田さんはこの世におられないのだから、ご自身で史料を精査してご自身の見解として批判を出す必要があると思います。

 　これが古田史学を正しく継承するという姿勢だと私は考えます。

投稿： 川瀬健一 | 2017年8月18日 (金) 00時38分

上城さんへ

１：伊勢行幸の盗用箇所の「辛末天皇不従諌、遂幸伊勢」について。

 　これは万葉集の原注に引用された「日本紀」でもそうなっていますね。書紀編者はこの元史料をそのまま盗用したのではないでしょうか。

 　ではなぜ元史料の「日本紀」でわざわざここに「天皇」と主語を明記したかが問題になります。それまでの、そしてそれ以後の箇所でも天皇の主語は省略されているのに。

 　ここは「辛末不従諌、遂幸伊勢」で十分意味が通じます。前後の文章から諌めを拒否したのが天皇であることは明らかです。主語を明記する必要はない。

 　臣下の職を賭した正当な諌めを天皇が無視したという事実を、「日本紀」編者は強調したかったのではないでしょうか。

 　ここは日本書紀編者がこの伊勢行幸を九州王朝天皇中皇命の伊勢行幸ではなく、持統の行幸だと見せかけるためにわざわざ諌めに従わずのところに天皇の主語を挿入したとも考えられますが、元史料にすでに天皇の語が入っているので、以上のように考えます。

２：「検証不可能な、新たな仮説」について

　本当に検証不可能でしょうか。

 　「九州王朝の天子は天武と行動を共にしていた」というのは、天武が美濃・伊勢から戻って飛鳥に行く記事の主体が省略されていたからこう判断したわけですが、ならその前に九州王朝天皇はどこにいたかが問題になるわけです。天武紀上ではいきなりこの箇所から天皇の主語が省略された構文が出現するからです。となると先の読みが正しいかどうか判断するには、その前の壬申の乱の箇所を精査してみることと、さらにその前の天智紀を精査してみることが必要になります。

 　ここを私が提起した「主語有無」の論証（改訂版）でやってみていただければ適否がわかると思います。

 　磐井の乱を考えるについても、同じではないでしょうか。

 　わたしは書紀継体紀磐井の乱の部分しか精査していません。ここは全文精査しました。一切の省略がありません。この部分の私の読みが正しいか否か。これは上城さんが再度精査してみればわかることではないでしょうか。そしてこの論文では、磐井を討伐した物部連や彼を討伐軍大将に推薦した大伴連がともに、近畿天皇家の直臣ではなく、九州王朝直臣で近畿に派遣したものと判断して、論を組み立てていました。

 　この根拠は書紀宣化紀の詔に難波官家に屯倉のもみを運ぶことを各地の豪族に命令する人物として九州王朝天皇が指名した中に彼らの名があること、そして二人がともに書紀継体紀でいきなり登場してくることです。この読みが正しいかどうか、前後を精査されればわかると思いますが。

 　上城さんは、私が出した結論が思いもよらないものであることをもって「検証不能の仮説」としてしまってはいないでしょうか。

　最後に「あら探し」と断言したことは陳謝いたします。「主語有無」の論証（改訂版）の冒頭にも記したように、上城さんがしつこく疑問をだしてくださったので、私の認識も深まりました。

 　ありがとうございました。

投稿： 川瀬健一 | 2017年8月18日 (金) 01時02分

丁寧な御返事ありがとうございます。私は「法則」を論じる場合、してはならない事が、2つ有るように思います。1つは「ここは特例である」とすること、2つ目は「私の解釈によれば」とする事です。これを認めてしまうと、「法則の客観性と普遍性」が失われるからです。川瀬さんの説は、部分的には成立していると思います。例えば「八色の姓」の部分とかが代表的ですが、他にも見られます。しかし、それが、全ての記事に適用可能には、見えていません。「中皇命」の時代についてですが、人麿の万葉歌との関連を考えると白村江前だと思われますが、これは別に論じます。

投稿： 川瀬さん。上城です。 | 2017年8月18日 (金) 12時04分

　私の仮説「主語有無」の論証（改訂版）による書紀の読みが正しいのかどうか。これは他の史料との整合性如何にかかっています。

 　この意味で、上城さんによる、万葉集中皇命の伊勢行幸についての「日本紀」記事の盗用ではないかとのご指摘（大下さんによる、小野毛人墓碑との関係も）は、ほぼ同時代史料との整合性を問うたものなので、ありがたいご指摘です。

 　あとは中皇命の伊勢行幸がいつの話なのかを確定すること。

 　人麿の歌との関係での論考。楽しみにしています。私も勉強しておきます。

 　こうした他の史料との整合性を問う指摘をどんどんやってみてください。

投稿： 川瀬健一 | 2017年8月19日 (土) 13時15分

**2017年8月17日 (木)**

**●「主語有無」の論証（改訂版）（川瀬さん）**

●「主語有無」の論証（改訂版）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　川瀬健一

　すでに私は「日本書紀」の記事の中に大量に九州王朝の事績が盗用されて紛れ込んでいると考えて、その判別法を探ってきました。

　その結果、書紀孝徳紀の宮関係記事を精査している段階で、天皇の行幸を示す記事に、「幸○○宮」との記述と「天皇幸○○宮」との二種類の記述があることに気が付きました。

　この「発見」をもとに、次のように判別する方法を仮説として提示しました。

１：主語を明記しない記述＝九州王朝の天皇の言動。

２：主語を天皇と明記した記述＝近畿の王の言動。

　この仮説に基づいて

○孝徳の宮「難波長柄豊碕宮」はどこにあったか？（2017年6月13日）

○磐井の乱を考える（2017年7月12日）

○書紀天武紀持統紀宮関係記事の精査（2017年8月6日）

　と新たなる書紀解釈を提示してきました。

　この私の提示した仮説に対して、多くの方から疑問やご批判を頂きましたが、特に上城さんのご批判により、先に提示した書紀の記事を区別する方法に訂正が必要となってきました。

　上城さんの批判の一つは

１：主語を明記しない記述＝九州王朝の天皇の言動。

２：主語を天皇と明記した記述＝近畿の王の言動。

としてしまうと、近畿の王の言動の中に、構文上から明らかに近畿の王の言動とわかるために主語を省略したところがあることが理解できなくなるということでした。

　この批判は極めて大事なところをご指摘いただいたものと思います。前のコメントで「あら探し」と言ってしまいましたが訂正します。

　この上城さんのご指摘を踏まえれば、肥沼さんが命名してくださった「主語有無」の論証を次のように訂正する必要が出てきます。

　この点は先のコメントに書きましたので再掲します。

　※ご指摘のように孝徳の行動であっても文意から明らかに孝徳だと判断できる場合は主語を省略します。だからこそ、書紀の実際の編者が編集責任者の意志に逆らって、九州王朝の天皇の事績を盗用した時にはその主語を省略するという方法で区別できるようにしたという歴史の真実を守る方法が、書紀編集の責任者にもよほど細かく精読しないといけないように編集したということですよ。簡単にわかってしまったら命がない。「主語の有無は構文上の問題に見え」るように編者は偽装しているのです。

　つまり書紀を実際に編集した歴史家（史官）は、歴史家としての良心に従って、九州王朝の史書から盗用した箇所が、のちの慧眼の人には見抜けるように書紀記述を工夫した。すなわち、九州王朝の天皇の事績を盗用した際には、その主語を、中国の史書の本紀の記述法を応用して、省略する。そして近畿の王の事績を資する際には天皇と主語を明記して区別する。

　しかしこの方法で、すべてを、主語有＝九州王朝天皇の事績、主語無＝近畿の王の事績として書き分けてしまうと、この偽装方法が、九州王朝の実在を史書の上では消し去り、その事績のすべてを近畿の王の物とするように偽装した歴史書を作れと史官に命令した人たちにばれてしまう。

　そこで、近畿の王の事績を示した記述の中にも、前後の文章から近畿の王の事績と分かるところには、ところどころに主語を省略した箇所を挿入する。そして九州王朝の天皇の事績を示し、主語を省略した文章の中にも、ところどころ天皇の主語を明記した部分を入れる。

　こうしてしまえば、主語無の部分が、九州王朝天皇の事績を示した箇所ではなく、前後の構文上の状況から主語が省略された箇所の一つであるかのようになり、歴史の真実を残した箇所をばれないようにした。

　私は書紀の編集方法は以上のようなものであったと考えます。

　したがって「主語有無」の論証は以下のように改訂しなければなりません。

　「書紀」は九州王朝の事績を大量に盗用して近畿天皇家の事績のように偽装している。その偽装の箇所を区別するにはどうしたらよいか。

　「書紀」は天皇の事績を記した史書である。したがって大部分はそれぞれの時代の近畿の王（書紀では天皇としている）の事績を述べた記述が中心である。

　この天皇の事績の中から、近畿の王と九州王朝の天皇の事績を区別するにはどうしたらよいか。

　まず天皇の事績の記事を次の二つに区別してみよう。

１：天皇の事績を示した記事なのに「主語が省略」されている記事。

２：天皇の事績を示した記事で、「主語として天皇が明記されている」記事。

　この２のタイプの記事の多くは近畿の王の事績である。だが中には、九州王朝の天皇の事績を記した箇所なのだが、天皇と入れることで、近畿の王の事績であるかのように見せかけた箇所もあるので、ここは要注意である。ここは点検が必要だ。

　そして１のタイプの記事の中に、九州王朝の天皇の事績が盗用され含まれている。

　１のタイプの記事から二つを区別するにはどうしたらよいか。

３：１のタイプの記事の中で、その文を含む前後の構文の記述内容から、明らかに近畿の王の事績だとわかるものを除外する。これは近畿の王の事績だからである。

４：１から３を除いた記述。つまり主語が省略されている記述で、前後の構文の記述からその主語が近畿の王の事績だとは判断できないものが残る。これこそ、九州王朝の天皇の言動・事績である。

　こうやって天皇の言動の中から、近畿の王の言動と、九州王朝の天皇の言動を区別することが可能となる。

　また上城さんのご批判の中に、書紀持統紀の伊勢行幸記事は、古田さんが指摘されたように、九州王朝の「中皇命」の伊勢行幸記事を「日本紀」から盗用したものであるとのものがあった。

　これは全くその通りである。

　上城さんはこの盗用記事を持って、書紀記述を私の方法をもって読み解くことはできないとされたがが、これは逆で、私の「主語有無」の論証で、近畿の王の事績と九州王朝天皇の事績を区別することができることが、事実を持って証明された稀な例なのである。

　書紀持統紀で伊勢行幸を記した際には、全体としてその文は、主語を省略する形で記述されているからである。たしかに九州⇒伊勢の船旅であったのを、陸路での旅であったかのように偽造してはいるが、主語は省略することで、これは九州王朝の天皇の行動であることを示していた。

　ただし書紀の実際の編者が九州王朝の天皇の事績を近畿の王の事績として盗用する際には、その年次はほとんど動かしていないものと思われる。

　古田さんは「中皇命」の実年代を、万葉集の歌の詞書に舒明天皇のころの歌とあったことを根拠にして、七世紀の中ごろとしたが、この「中皇命」の伊勢行幸に関する歌で万葉集の第40～44として再録された歌の原注に引用された「日本紀」には、明らかに朱鳥六年と書かれているのだから、「中皇命」の実年代は、持統と同じく七世紀末となるのだ。

　そして古田さんは「中皇命」の伊勢行幸を持統の伊勢行幸として年次を移した盗用したことを説明する際に、持統の吉野行幸の中には白村江の戦い以前に、九州王朝の天皇が、その軍事拠点である佐賀なる吉野に行幸した記事が含まれているとして、書紀記事が34年ほど年次が遡れるとの自説を背景として説明されていたが、この古田説も再検討が必要だと思われる。

　なぜなら持統紀の持統の吉野行幸記事の中にも、「幸吉野宮」「天皇幸吉野宮」との二種類の記述がみられ、この記述の差に古田さんはまったく考慮を払っていなかったからである。

　議論を重ねることを通じて、書紀の記述の中から九州王朝の事績を探し出す方法が次第に明らかになってきた。

　この方法を駆使して、書紀記述はすべて近畿の天皇の事績を記したものとする、通説派の読み方を捨て、書紀記述の中には大量の九州王朝天皇の事績が盗用されているとの前提に立って、それを解読する試みを始めてみようではありませんか。

　（２０１７年８月１７日）

2017年8月17日 (木) 古田史学 | 固定リンク